

旭川市都市計画道路の見直し方針

平成29年（2017年）3月

旭 川 市

目 次

1	都市計画道路の見直し方針策定の目的	1
2	未着手の都市計画道路	2
	(1) 旭川市の都市計画道路の整備状況	
	(2) 未着手の都市計画道路	
3	個別路線の見直し方針	6
4	今後の進め方	8
	(1) 都市計画決定までの流れ	
	(2) 見直しの頻度	

参 考 資 料

旭川市都市計画道路の見直しの考え方

1 都市計画道路の見直し方針策定の目的

都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、市街地の骨格を形成し都市の貴重な空間となる根幹的な都市施設として、都市計画法に基づき決定された道路です。

旭川市においては、昭和 12 年に初めて 31 路線を都市計画決定し、その後、昭和 47 年に市街化区域の決定に伴う都市計画道路の全面変更を行って以降、人口増加による市街地の拡大や交通量の増加に対応できるよう都市計画道路の拡充を図ってきました。

しかし、近年の人口減少・経済の低成長・まちづくりを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえると、都市計画決定した際の必要性や位置づけに変化が生じている路線も存在している可能性があります。

こうした状況のもと、旭川市では未着手となっている都市計画道路について、計画の方向性（存続、廃止*など）を定めることとし、その検討方法や手順を整理した「旭川市都市計画道路の見直しの考え方」を平成 26 年 6 月に策定しました。

この度、「旭川市都市計画道路の見直しの考え方」に基づいて未着手となっている路線を個々に検討しましたので、今後の計画の方向性を示した「旭川市都市計画道路の見直し方針」を策定します。

※「旭川市都市計画道路の見直し方針」における「廃止」とは、都市計画道路としての位置づけを外すことであり、既に存在する道路をなくすものではありません。

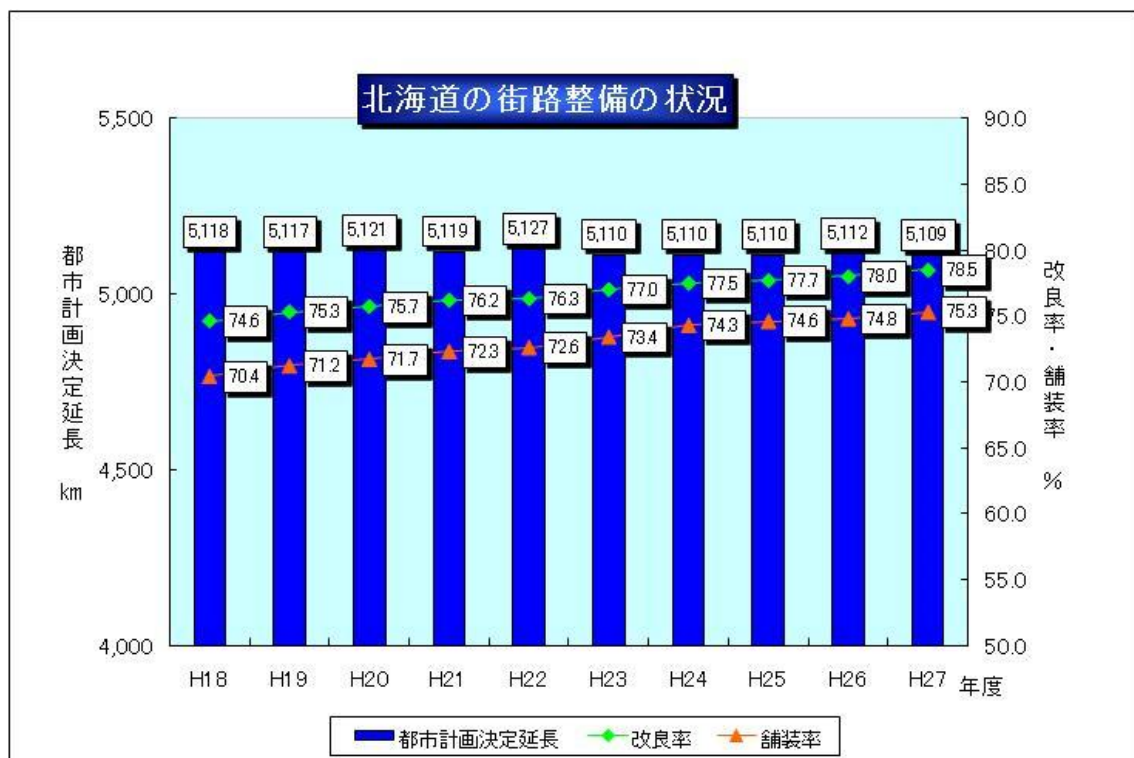
2 未着手の都市計画道路

(1) 旭川市の都市計画道路の整備状況

旭川市の都市計画道路網は、河川により分断された各拠点を連携させる2環状8放射道路を基本とする主要幹線街路やこれらを補完する幹線街路などを配置することで形成されています。

昭和12年に初めて都市計画決定されて以降、平成27年3月末時点で、69路線（約250km）の都市計画道路が決定されています。

これらの都市計画道路は、街路事業や土地区画整理事業により順次整備が進められており、総延長約250kmのうち約212kmが改良済みで、改良率は約85%と北海道内各市町の平均値（78.5%）を上回る値となっていますが、依然として未整備のままとなっている路線（区間）も約38km存在します。



図－1 北海道の街路整備の状況

出典：平成27年度都市計画道路現況調査（北海道都市環境課）

(2) 未着手の都市計画道路

現在未整備の状態で、かつ事業に着手していない路線（区間）は 19 路線（22 区間）で、次のとおりです。

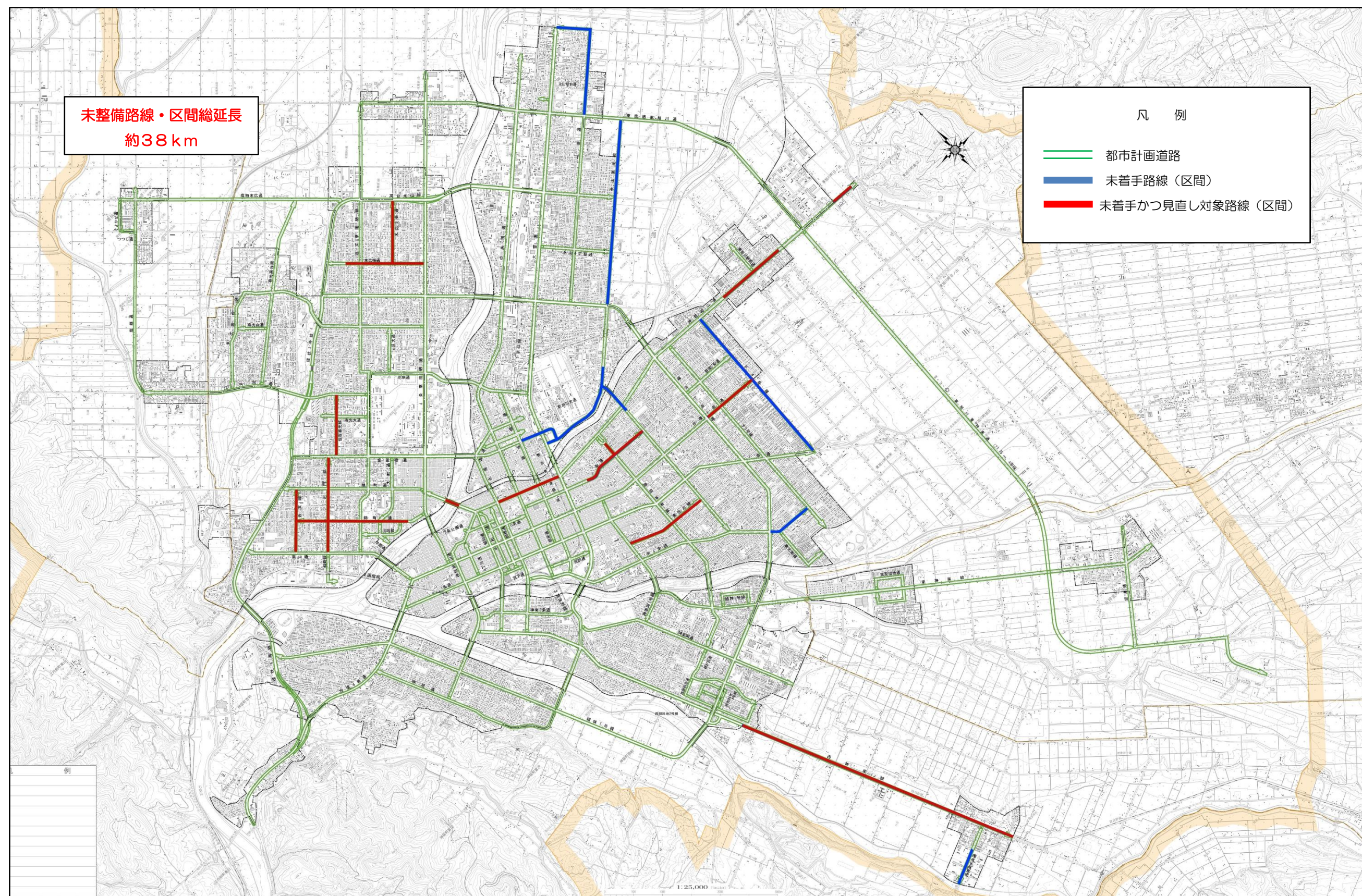
このうち「旭川市都市計画道路の見直しの考え方」において、見直しの対象となる路線は次に該当するものとされています。

- 都市計画決定後 30 年以上未着手で、今後 10 年以内に事業着手する見込みのない幹線街路
- その他個別の課題を有するもの

表－1 未着手の都市計画道路一覧

道路名称	決定年	未着手起点	未着手終点	見直し対象
3・3・4 台場4条通	S47 年	豊岡4条7丁目	東旭川町下兵村	○
3・3・5 神居旭山通	S47 年	9条通 10 丁目	9条通 18 丁目	○
	S47 年	東旭川南1条4丁目	東旭川町日ノ出	○
3・3・8 金星橋通	S47 年	東7条4丁目	大雪通2丁目	×
	S47 年	大雪通2丁目	新星町3丁目	×
				※事業化予定区間の隣接区間
				※事業化予定区間
3・3・14 昭和通	S47 年	常盤通3丁目	本町1丁目	○
3・3・19 一番通	S47 年	永山6条19丁目	永山3条24丁目	×
				※事業区間の隣接区間
3・3・20 永山東光線	S47 年	永山町9丁目	永山10条5丁目	×
	S47 年	新星町4丁目	豊岡12条3丁目	×
				※事業化予定区間
3・3・21 南6条通	H5 年	東光15条5丁目	東光16条7丁目	×
				※都市計画決定後30年未満

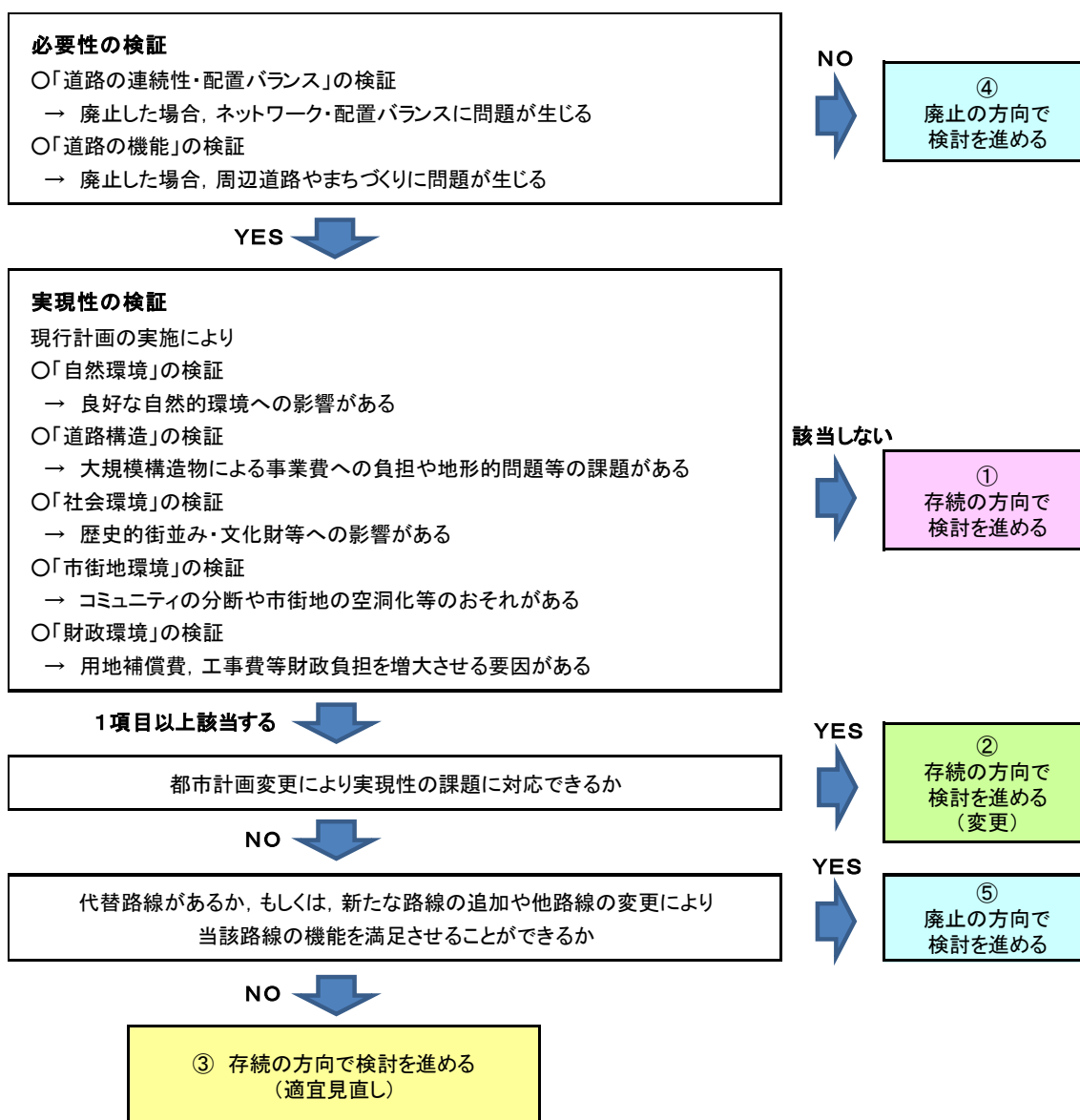
道路名称	決定年	未着手起点	未着手終点	見直し対象
3・2・23 西神楽線	S47 年	西神楽 1 線 6 号	西神楽南 2 条 1 丁目	○
3・4・25 7 条通	S47 年	7 条通 22 丁目	豊岡 7 条 3 丁目	○
3・4・26 錦町通	S47 年	川端町 3 条 4 丁目	錦町 19 丁目	○
3・4・27 近文線	S47 年	緑町 19 丁目	旭町 1 条 19 丁目	○
3・4・28 北門線	S47 年	緑町 15 丁目	大町 2 条 15 丁目	○
3・4・29 住吉春光線	S47 年	住吉 5 条 1 丁目	春光 6 条 4 丁目	○
3・4・35 豊岡神楽線	S47 年	豊岡 11 条 1 丁目	豊岡 8 条 1 丁目	○
3・4・39 西神楽中央通	S47 年	西神楽 1 線 14 号	西神楽 1 線 13 号	× ※事業区間の隣接区間
3・5・41 末広 2 条通	S47 年	末広 2 条 7 丁目	末広 2 条 12 丁目	○
3・5・41 末広横通	S47 年	末広 1 条 7 丁目	末広 5 条 7 丁目	○
3・5・45 東光北線	S47 年	南 3 条通 24 丁目	東光 4 条 3 丁目	○
3・4・55 下 4 号線	H 5 年	東旭川南 1 条 1 丁目	東旭川町共栄	× ※都市計画決定後 30 年未満



図－2 未着手の都市計画道路

3 個別路線の見直し方針

「旭川市都市計画道路の見直しの考え方」に基づき各路線（区間）を検証し、図－3のフロー図に当てはめて検討した結果、見直し方針を表－2のとおりとします。



図－3 必要性・実現性の検証フロー

表一 2 個別路線の見直し方針

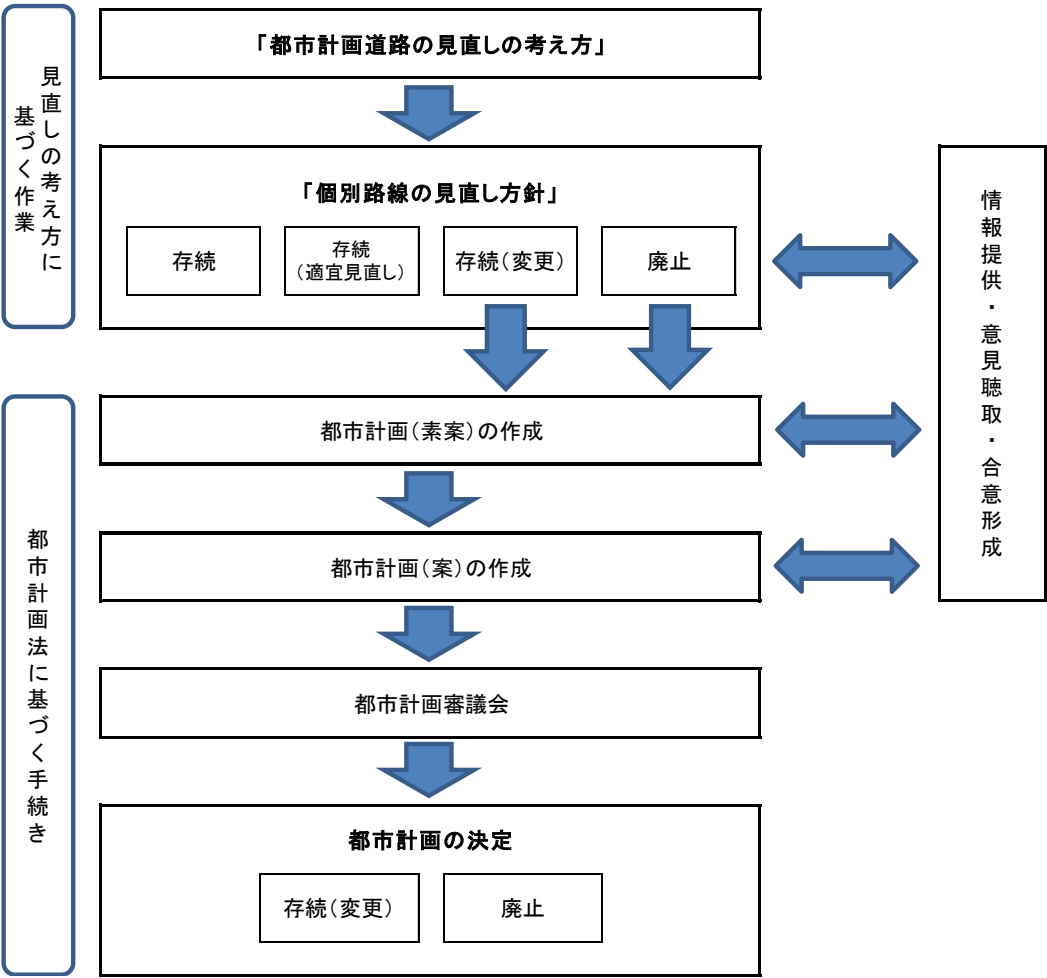
道路名称	見直し起点	見直し終点	延長	幅員	見直し方針
3・3・4 台場4条通	豊岡4条7丁目	東旭川町下兵村	1,040 m	22.0m	存続（適宜見直し）
3・3・5 神居旭山通	9条通10丁目	9条通18丁目	1,180 m	22.0m	存続（適宜見直し）
	東旭川南1条4丁目	東旭川町日ノ出	1,740 m	22.0m	存続
3・3・14 昭和通	常盤通3丁目	本町1丁目	240m	22.0m	存続（適宜見直し）
3・2・23 西神楽線	西神楽1線6号	西神楽南2条1丁目	4,960 m	24.0～ 25.0m	存続（適宜見直し）
3・4・25 7条通	7条通22丁目	豊岡7条3丁目	1,340 m	20.0m	存続（適宜見直し）
3・4・26 錦町通	川端町3条4丁目	錦町19丁目	2,000 m	16.0m	存続（適宜見直し）
3・4・27 近文線	緑町19丁目	旭町1条19丁目	1,090 m	18.0m	存続（適宜見直し）
3・4・28 北門線	緑町15丁目	大町2条15丁目	1,620 m	16.0m	存続（適宜見直し）
3・4・29 住吉春光線	住吉5条1丁目	春光6条4丁目	1,060 m	16.0m	存続（適宜見直し）
3・4・35 豊岡神楽線	豊岡11条1丁目	豊岡8条1丁目	440m	18.0m	存続（適宜見直し）
3・5・41 末広2条通	末広2条7丁目	末広2条12丁目	1,080 m	15.0m	存続（適宜見直し）
3・5・41 末広横通	末広1条7丁目	末広5条7丁目	1,400 m	15.0m	存続（適宜見直し）
3・5・45 東光北線	南3条通24丁目	東光4条3丁目	1,450 m	15.0m	廃止

4 今後の進め方

(1) 都市計画決定までの流れ

この見直し方針において、「存続（変更）」又は「廃止」とされた路線（区間）については、都市計画法に基づき「変更」又は「廃止」の都市計画決定をします。

都市計画決定にあたっては、関係機関との協議・調整を行い、地物関係者への説明を通じて合意形成を図った上で手続きを進め、都市計画（案）の縦覧，専門家や市民の代表者により構成される都市計審議会での議論を経ることとなっています。



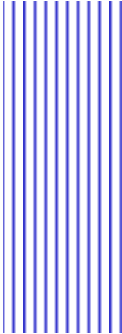
図ー4 都市計画決定までの流れ

（２）見直しの頻度

未着手の路線（区間）が都市計画決定後 30 年経過する時点で、「旭川市都市計画道路の見直しの考え方」に基づいてその路線（区間）の見直しの方向性を検討します。

また、社会経済情勢の変化に対応したものとすることが望ましいことから、おおむね 10 年間隔で未着手となっている路線（区間）全体の見直しを実施することとします。

参 考 資 料



旭川市都市計画道路の見直し方針

平成 29 年 3 月：旭川市

【問い合わせ先】

旭川市 地域振興部 都市計画課

〒070-8525 旭川市 6 条通 9 丁目

TEL (0166) 26-1111 (代表)

HP <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

